

井上毅の国体教育主義における近代国学の影響

小川 有閑

I. はじめに

「国体」とは何か。昭和十二（1937）年、国体明徴運動のなかで文部省が刊行した『国体の本義』には、

大日本帝国は、万世一系の天皇皇祖の神勅を奉じて永遠にこれを統治し給ふ。これ、我が万古不易の国体である。而してこの大義に基づき、一大家族国家として億兆一心聖旨を奉体して、克く忠孝の美德を発揮する。これ、我が国体の精華とするところである。⁽¹⁾

と定義されている。第二次大戦終結において「国体の護持」が唯一の降伏条件とされたように、終戦までの日本にとって国体観念は国家の至高の原理であった。

宗教学者の村上重良は『国家神道』のなかで「国家神道教義は、国体の教義、すなわち大日本帝国が掲げる国体観念であつた⁽²⁾」、「国体の教義は、何よりもまず、神である天皇が統治する大日本帝国の神聖性の主張であり、その根拠は、古代国家がつくりあげた記紀の神話にあつた⁽³⁾」と定義し、「国家権力は、記紀神話を日本の正統神話として位置づけて、天孫降臨をはじめとする一連の政治神話を学校教育の重要なテーマとした。政府は、この正統神話にたいする批判はもとより、客観的な研究や疑問の提示すらも、きびしく禁圧した」、「初等教育では、修身科を中心に、国体の教義の普及徹底が図られた⁽⁴⁾」と指摘している。また、戦前の国家神道論の原点であり、戦後の神道指令にも影響を与えた加藤玄智は、神道を国家的神道と宗派的神道に大別。さらに国家的神道を神社神道と国体神道に分け、無形の国体神道が具体的に有形化したものが神社神道であり、「国家的神道は神社神道としては内務省社寺局の支配を受け、国体神道としては我が国教育の根本義、その真諦を形成して、随って文部省監督の下で、学校教育は何れも国体神道の精神に則って実行されてをるし、政治の方面に於ても、此の国体神道の精神で我国の政治が行はれてをるのである⁽⁵⁾」と説明している。

筆者は、「国体神道」の名称の可否はここでは措き、国体観念が国民教育の根本義であったとの指摘は妥当なものであろうと考え、この教育方針の成立過程に問題関心を持つ者である。本論は、近年、藤田大誠によって詳細な研究がなされた「近代国学」に着目し、そして、近代の教育制度確立に尽力した井上毅と「近代国学」の関係を考察することで、国体教育成立過程の一端を明らかにすることを目的とする。

II. 近代国学とは何か？

藤田大誠『近代国学の研究』によれば、近代国学とは「端的に言えば、それは明治十年代前半までに「国学の没落」を見て、次は一足飛びに三十年代の芳賀矢一の登場による「新国学」の提唱を見るという図式であった殆どの先行諸研究が等閑視してきた、明治十年代から二十年代⁽⁶⁾においてくっきりと立ち現れて来る近代日本国家に即応した一つの「国学」の姿のことである」と定義される。そして、この近代国学を担った国学者は、考証派と呼ばれるグループで、「平田派」や「津和野派」の国学研究とは異なる、所謂「考証派」国学、即ち字義通り考証学的な、地味ではあるが堅実な学問を特徴とする国学の傾向或は集団⁽⁷⁾とされる。

小中村清矩

ここでは、近代国学の代表的人物の一人とされる小中村清矩が残した国学についての諸論考をもとに、近代国学の特徴を考察していくこととする。

小中村清矩は、文政四（1821）年、江戸麹町、原田家に生れる。幼名栄之助、後に金四郎と改め、金右衛門、将曹とも称す。幼少期に両親を亡くし、小中村家の養子となる。生来の学問好きで、漢学、国史・律令の学を修め、嘉永五（1852）年には家業を幼少の次男に譲り、学問に専念するまでになった。安政二（1855）年、本居内遠に入門。安政四年には内遠の推薦で紀伊家に招かれ、藩校古学館の教授に。文久三（1863）年には幕府の和学所にも招かれ、維新を迎える。明治二（1869）年、新政府の太政官に招集され、制度取調べなど、その考証の知識を活かすこととなる。

新政府では神祇官、神祇省、教部省、内務省社寺局御用掛を経て、明治十一年には東京大学講師、翌年より文部省にて『古事類苑』編纂にもたずさわる。十五年には、東京大学に古典講習科が設置されるにともない、教授に就任。古典講習科閉鎖後は、十九年四月より文科大学教授（三月、一ヶ月のみ法科大学教授）。東京大学で教鞭をとるかたわら、神道界が研究機関として十五年に設立した皇典講究所にも参画、以後、皇典講究所および國學院で講師とつとめる。二十一年には日本第一号の文学博士の学位を授与される。その他にも、参事院御用掛、宮内省御用掛、制度取調局御用掛、師範学校中学校教員免許学力試験委員、中学校用和文教科書編纂委員、『古事類苑』編纂委員長、宮内省帝室制度取調掛、貴族院議員などを歴任し、二十八年、七十四歳で没した⁽⁸⁾。

以上のように、小中村は官界、学界において重責を担い、近代国学の代表的人物であったといえる。

「今日の実際に運用する」国学

明治十五年、東京大学古典講習科の開設にあたり、小中村は演説を行った。その「古典講習科開業演説案」には、小中村の国学観が示されている。

此古典講習科は、醇然たる国学専門の学科にて、歴朝の事実、制度の沿革、並に古今言辭の変遷等を弁明せん為なれば、上に述べたる如く、従来区々なる学派を集合して、悉く研究す

べきものとし、新に教則を定めて、其主眼精神とする所は、其学び得たる業を以て、今日の実際に運用するにあり、⁽⁹⁾

「歴朝の事実」、「制度の沿革」、「古今言辞の変遷」を尽く研究、その業績を「今日の実際に運用する」ことが、講習科設立の目的であるという。では、「実際に運用する」とはいかなることか。

当今官衙に於て、各職掌とする所に有用なる、古事典故を彙纂し、以て参照に備ふる挙あり、其一二を謂はゞ、大蔵省には租税史、貨幣史、司法省には憲法志料、農商務省には船史、及び農商の旧事に関する書、其他海陸軍の両省には、古来の軍制、外務省には外交の歴史の類、下官の見聞に及ばざるも多かるべし、此景勢に拠て按ずれば、元老参事の両院の議事にも、古へを稽て斟量せらるゝ事、必ず有りつべし、然るにより、此古典講習科の、第五期六期の高等生徒には、各事実考証の問題を与へ、(例せば古今租税の徴収、兵制の概略、陵墓の制作、などの類なり、) 答弁を試みしめ、つとめて実用に適せしめんとす、然れば此科は、右の如き人材を、専ら陶冶する所と知るべし、⁽¹⁰⁾

現在、各官庁において、古典を分類・編集することが有用となっている。たとえば、大蔵省であれば租税史、貨幣史をまとめ、司法省であれば憲法制定のための歴史資料となる。これこそ「実用に適」する学問なのである。

当時は、洋学志向が強く、国学者は古臭い人種と忌避され、古典を学ぶ者も少なくなっていた。こうした古典研究の前途を憂いた東京大学法理文学部総理・加藤弘之によって古典講習科が設けられた背景もあり、小中村の演説を国学が近代国家建設に大いに資するという国家的意義を強調し過ぎていと受け取ることもできるが、小中村は政府各機関で考証の知識を活かして国学を「実際に運用」していたわけであり、本演説を小中村の国学観とみなしてもよいだろう。

歴史学、法制学、言詞学

小中村は先の演説の中で国学を「歴朝の事実、制度の沿革、並びに古今言辞の変遷等を弁明」する学問と規定。小中村は「学規私言」⁽¹²⁾においても同様の分類をしている。明治元年に書かれ、二十二年に訂正された「学規私言」⁽¹³⁾は、国学の基本的な三本柱を定義している。

第一は歴史学。古事記・日本書紀の「二書を精しく学習し、善美なる御国体の基本を知り、尊皇愛国の大義を弁ふるを、歴史学の要義とす」る。記紀の次は、万葉集、「古語拾遺、出雲風土記、新撰姓氏録、延喜式の内なる祝詞神名帳」によって古言を学び、さらに種々の歴史書、軍記物語などを精読し「歴朝の事実を能々考究して、治乱興廢の因て起る所を知り、人情風俗の変遷し来れる状を具にし、此を当今の世の時勢に参考」されるようにするべしと述べる。

第二は法制学。「歴朝制度の沿革を研鑽して、其同異を弁じ、今日の政体に於て、考古の資用とも為るべきを、法制学と云ふ、以て歴史学の精神とすべし」とあり、法制学は大きく歴史学に含まれるものと考えてよいだろう。十七条憲法や大宝律令をはじめとして、江戸時代の法度にいたるまで「此学を修んと欲する者は、先づ此れ等の法制書を研究し、さて歴史、古記録、古文書

等に拠て、実際の事跡を考へなば、或現今行はるゝ法制の応用ともなるべし」と、歴史学同様に、実用的価値を認めている。

そして第三が「言詞学」。「言詞の移り変れる次序と、自然なる語格の妙とを知りて、所謂言靈の幸ふ国なる事を弁ふべし、方今の西洋の諸国、各其国々の語学ありて講習すれば、皇国にても、古今の語を総括せる字書、及び文典を編纂し、其を講明する学、必有らま欲しき事なり」と、西洋では自国の言語研究が進んでいることを引き合いに出し、古語研究の必要性を論じている。

国学を三科に分けたあとで、小中村は次のようにその再統合の必要性を付言している。

以上仮に三科に分つと雖も、此は只各其材に因て、学に進むべき階梯を示すのみ、其実は、歴史学の人も、法制に涉らざれば、歴史の眼目を失ひ、法制学の人も、歴史に涉らざれば、実際の運用を知り難し、はた古事記を始め、後世の実録とて、仮名文に記せるが多く、官職名物の瑣碎なるまでも、古言の残れるが多ければ、此二科の人とて、必言詞の学を兼ざる事を得ず、又言詞の学に入立て、歌書物語を見ればとて、上古以来の、史典朝儀の書に涉らざれば、解せざる事多かるべし、かゝれば必竟は、三科ともに一の学に落ちるなり、されば、何れの科にまれ、己か好む所より入て、三科ともに大要を弁知せるを、国学成業の人と云べく、其上は、各の器量に任せて、専門とする所を立てべきなり、

「歴史学」、「法制学」、「言詞学」を別個に学ぼうとしても、結局は、他の科も学ぶ必要が出てくる。つまり「三科ともに一の学に落ちる」。その「一の学」こそ、国学というわけである。

ここまで三科の分類を概観したが、小中村は明治二十二年八月、「国学の前途」の中で、

国学と謂ふものを大別すると、詰り事実を知ると、言詞を知るとの二道でありまして、事実の方は、記紀以下の古書で、先づ国体を知り、歴代の制度、事物の沿革を考へ、言詞の方は、祝詞、記紀、万葉の類の古書から、段々詞と文章との変遷した趣、終に今日の漢文交りの文迄を、考へることである⁽¹⁴⁾

と、国学を「事実を知る」学と「言詞を知る」学の「二道」に分けている。「事実を知る」学は、「記紀以下の古書で、先づ国体を知り、歴代の制度、事物の沿革を考へる」学問といい、これは先述したように、「法制学」を含む「歴史学」であろう。「言詞を知る」学は、「祝詞、記紀、万葉の類の古書から、段々詞と文章との変遷した趣き、終に今日の漢文交りの文迄を、考へる」学問であり、「言詞学」である。

以上の小中村の国学の分類によれば、国学とは「歴史学」、「法制学」、「言詞学」の三科、もしくは「法制学」を含む「歴史学」と「言詞学」の二科に分類されるが、いずれの学も相互に依拠するものであり、それを統合したところに真の国学が存在するといえる。

洋学の必要性

小中村は、「国学の前途」において、学校教育の場面でも国学（歴史学）の実用性があると論

じている。

さて維新以来は、小学校からして、我国の歴史を、読ませることになったから、子供の中から、御歴代の尊号と、事実との大方を知る様になり、又追々中学校以下、教科書の料に、諸方が人が、略史を編纂にもなり、此両三年は、別して己れの国の事を、知らねばならぬといふ人気に、なった様に思はれます、それに付ては、如何なる書を読み、如何なる学びかたをしたら、我が国の古事が知れやうと、諸人の思ふことが、自然一つの問題の様になりました。其れに就て、私が思ひますには、現今の若い人は、学ぶべき課業が種々ありますから、逆も古書に就て、深く研究する訳には参るまいから、これは国学者の中で、要件を省かず、蕪雜に傾かず、出所確實なる、良い歴史を、新に作り出して、其人達の為めにしたら、宜しからうと思ひます、⁽¹⁵⁾

維新以来、小学校教育では「我国の歴史を読ませる」ようになり、ここ数年「己れの国の事を知らねばならぬという」風潮になってきた。現在の青年は学ぶべきことが多いので、古書を「深く研究する訳には」いかない。そこで、国学者が「良い歴史を、新たに作り出して、その人達の為めにしたら、宜しからう」と小中村は言う。

その良い歴史を作るためには、何に留意すべきなのか。

その良い歴史を作るに就ては、第一に着眼して、将来不易の基本と定むべきは、国体のことと思ひます、其国体とは、天壤無窮の神勅に違はず、宇内並びなき、皇室の尊嚴の本を知り、建国の大体を知て、我が国は、天孫降臨よりして、君臣の分自ら定まり、外国の如く、人民あって後、君主を定めたるとは、霄壤の違ひあることを、よく明らめて、筆を下さずばなりませんまい、⁽¹⁶⁾

第一に着眼すべきは、「将来不易の基本」としての「国体」である。「天壤無窮の神勅に違はず、宇内並びなき、皇室の尊嚴の本」、「建国の大体」を理解し、「我が国は、天孫降臨よりして、君臣の分、自ら定ま」った国体であり、「外国の如く、人民あって後、君主を定めた」国とは大きな違いがあることを明らかにしなければならない。

次には歴代の事実、制度の変遷を弁へて、我が国人が、元来固有して居る、徳義の気概から始めて、風俗情態をよく取調べ、今日の時勢では、西洋の社会学や、天理自然の原則にも考へ合せ、筆を下したならば、完全の書が出来やうと思ひます、併しこれでは、至ておっくうな様だが、時勢に合はねば見る人もなく、学ぶ人もありませぬから、同志の人にばかり見せるなら格別、広く世間に押出さうと思はゞ、かうせすばなりませんまい、⁽¹⁷⁾

次に「歴代の事実、制度の変遷」を理解し、日本人が「元来固有して居る、徳義の気概から始めて、風俗情態」をよく調べるといふ国学的研究も、「今日の時勢では、西洋の社会学や、天理人道の原則にも考へ合せ」なければならぬ、と洋学を照らし合わせる必要性を挙げている。な

ぜなら、「時勢に合はねば、見る人もなく、学ぶ人もありませぬから」「広く世間に押出さうと思はゞ、かうせざるにますまい」と、時代に即した国学の近代化を訴えるのである。

小中村は、国学と洋学との連携の必要性を、「国学の前途」の他の箇所でも論じている。

是迄の国学者の様に、古学なり、語学なりに、固まって仕舞はない様にしたいものであります、但しそれも、人々の性質に依て、是非そればかりを仕遂たいと思ふならば、其れは又其道が、一段精しくなるのだから、御勝手次第で、今私が申すのは、これから普通の国学者を、仕立ることであり、そこで当今の時勢であるから、普通の洋学もしなければ、切角国学を学び得ても、世に不器用なものにならうかと思はれます、又漢学も、文字の義理を解する位までは、学ばねばなるまいと思ふのは、修身の道を明らめるのみならず、我国の古書は、漢字で書いた物が多い故であります、(中略)是れからは、和洋学者、互ひに合体して、事業を始めたら、ドウであらうと思ひます、さうしたら、文典語彙の類の、文学の書も誤りなく、完全のものが、出来やうと思はれます、⁽¹⁸⁾

それらの人(古学者や歌文章家—筆者註)が、此演説を聞いたなら、国学の教授博士とも謂はれる人が、漫に人種論を説いたり、高天原を外国だなどいふ、洋学者と合体せいと云ふは、甚だ以て如何しいこと、或は物議があるかも知れませぬが、それは虚心平気になって、段々世の変遷の様を、よく心得たらば、得心するであります、私とても、古学の門流から出たもので、今日この通り口を利くのも、前にいふ四大人の恩沢を、蒙て居る故と思ひますから、決して古学者を、迂遠だの何のと、悪口を言ふ訳ではありません、但し其四大人の時分には、世間で、神代の事も、間違ひだらけに説きなし、漢学にばかり心酔して居る人があったから、其弊を矯め直さうとて、あの通りの業を起されましたが、若し明治の今日に出られましたなら、必ず当今の時勢に従て、ア、ばかりでも有るまいと思はれます、⁽¹⁹⁾

「是迄の国学者の様に、古学なり、語学なりに、固まって仕舞はない様にしたい」と暗に従来の国学者の頑迷さを批判し、「是れからは、和洋学者、互ひに合体して、事業を始めたら、ドウであらう」とまで提案。このような演説を国学の博士である小中村がすることに批判的な人もいるかもしれぬと断りながら、「段々世の変遷の様を、よく心得たらば、得心するであります」、四大人(荷田春満、賀茂真淵、本居宣長、平田篤胤)が現在生きていたなら「必ず当今の時勢に従」うだろうと自信を見せている。この主張の背景には、「普通の洋学もしなければ、切角国学を学び得ても、世に不器用なものにならう」と、世間に通用する実学としての国学観があったと思われる。

平田派国学者は復古を主張し、政府の文明開化路線にそぐわずに政府中枢から排斥され、また、明治初期の大学校においても、その排他性ゆえに生じた漢学・洋学との軋轢から官学アカデミズムからも退くことになってしまった。こうした状況の中でも、官界・学界で着々と歩を進めていった小中村は、自身の考証派国学の近代性・実用性に自信を深めるとともに、国学のさらなる近代化の必要性を痛感していたといえるだろう。

宗教性の排除

国学者でありながら洋学にも理解を示す小中村は、一方、神道についてはどのような理解を示していたのだろうか。

明治二十五年五月の「神道」では、日本の神道の歴史を概略したのちに、自身の神道観を述べている。

予の心得は、前に述たる如く、神道と云ふは、漢語なれば、カンナガラ、カミナラヒと云ふ古言よりして、考究すべきものにて、畢竟は、上古の政治風俗なりと言はんとす、其は敬神の道の、我国上古より、一般の風なるは、神武天皇以来、敬神の道を皇基として教へられ、淳朴の人民、亦是を以て心とせし故にして、常に泰平を致し、は、これ祭政一致の功験ならずや、又上古の人は、体汚るゝときは、災ありと信じ、必ず祓禊の所行を行ひ、祓所の神ハラヘドに贖物を奉り、又神にも、人にも、身体に荒魂アガキノ、和魂アラミタマの別ありて、何事にまれ発進の功用を為すを荒魂と云ひ、それを調和するを和魂と云ふが如きは、漢籍もいまだ渡来せず、仏法をも崇信せざる上古よりの説なる事、古典に明らかなるは、即ちカンナガラにして、人民のカミナラヒし所なれば、取りも直さず神代以来の風俗にて、其政治風俗は、天壤無窮の神勅を下し給ひし、天照大御神に基せるものなり、

宗教には、教祖と称する、釈迦や、耶蘇の如きもの無かるべからず、又一切経や、バイブルの如き經典無かるべからず、然るに、神道には、斯るものあらざるは、もと純然たる宗教にあらざるによれり、強て教祖を求めんとならば、神武天皇、又は崇神天皇の如く、敬神の道を以て、政としたまひし天皇を、教祖とするも可なるべきか、⁽²⁰⁾

小中村の神道観は、「畢竟は、上古の政治風俗なり」として、非宗教の立場を取る。ただし、平田派については「平田篤胤は、本居宣長の意を嗣ぎたれども、更に一機軸を出して、世界万国は、皆我国の神の開きたるものなりと云ふ説を拡張し、種々の書を著せり、(中略)平田に至りては、全く教法に類せる故に、神官などには、篤胤の説を信じ、入門する者多し」と宗教化した神道であると述べている。

神道を非宗教とみなしながらも、その淵源を神話上の「天壤無窮の神勅を下し給ひし、天照大御神」に求める小中村は、自身の国学と神道の関係をどう見ているのか。

神代の事体には奇怪なること多し、是れ等は如何に心得るかと云ふ人あり、古代の事実の奇怪なることは、我国のみに限らず、西洋にても、支那にても、印度にても皆同様なり、殊に我が国の古伝説は、もと諸家の祖先より語り継ぎたるを、後に至りて、其まゝ書に筆したるものなれば、最も不可思議の談多し、此れ従来神道家の、種々の説を為す所以なり然れども、予は大学に於て講述を為すにも、此事はかくの如く、此事は何々なりなど強ひて弁解を加へず、只上古の人の、かく云ひ伝へたることなりと述るのみ、又或は日本紀、古事記に謂ふ所は、後人の思慮を以て、書き記したるものならんと云ふ人あり、予は左様にも思はず、其故は、若し後に取捨へたるものならば、今少し辻褃の合ふべき筈なり、斯る風を捕ふるが如き事実は、記されざるべしと思へり、されば、祖先より口々に相伝し言を記したるに疑ひ

なし、

「古代の事実の奇怪なることは、我国のみに限らず、西洋にても、支那にても、印度にても皆同様」であり、この奇怪さこそ、「従来の神道家の、種々の説を為す所以」であるが、大学の講義では、古代の奇怪な事実について「此事はかくの如く、此事は何々なりなどと強ひて弁解を加へず」に、「上古の人」はこう言い伝えていると述べるにとどまるべきである。こう明言する小中村は、おそらくその姿勢を批判するであろう神道家・国学者を想定して次のように言う。

斯くの如く言ふ時は、汝の説因循姑息なり、見識なしと誹らるゝかも知れず、されど、牽強付会、説をも為し、憶測を逞うして、世に笑はるゝよりも勝るべし、尤も今日は、文明の世の中なれば、何事にもあれ、研究して分明ならん事を要す、されば、将来も定めて種々の説出づべく、又其説を駁する者も有りて、終には輿論も定まることなるべし、

又斯く言ふ時は、神道家は、予を以て、今云ふ神道を軽んずる者なり、と認るや知るべからず、然れども、予は今の神道の興立を願ふものなり、其故は現今の神道者は、概ね上代の政道風俗に基き、先哲の弁明に則り、往昔の諸神道をも考へて、教導に勉励せらるゝ者と思へり、されば、後の釈迦の教とても、婆羅門に超越し、耶蘇の教とても、旧教に超越して、新一機軸を出したる如く、神道も亦、将来に於て、釈迦耶蘇の如き豪傑出でゝ、切磋琢磨し、此道をして、益々盛ならしめんことを、深く希望する所にして、決して現今の神道を、蔑視する意あるに非ず、⁽²²⁾

自分を「因循姑息なり、見識なしと誹」る人がいたとしても、憶測をたくましくした牽強付会の説を唱えて「世に笑はるゝより」は良いだろう。これは、高天原や幽冥界の説に固執する平田派国学・復古神道の否定とも取れる発言である。

こうした国学と（宗教的）神道との分離について、小中村はしばしば言及している。

我が大八洲国の成立せる起源を弁へ、宝祚の天壤無窮なる所以を明らめ、愛国の意を体する事は、従前古学者の、専ら研磋するに異らざれども、強て高天原、黄泉国の類の穿鑿に、時日を費さんことを要せざるなり、⁽²³⁾（「古典講習科開業演説案」）

然て上代の風俗を知らんには、古人の意を知るに如くは無し、其古意を知らんには、其時世の人の詠出たる歌を見るに如くは無し（中略）但し従来国学者と称する者、概ね此学の範囲を出ずして、高天原、黄泉国の穿鑿に力を費すああれば、世上にて、国学は巫祝の学なりと思ひ居る人多し、故に古学を研究して、歴史学の原とするとも、幽明を談じて、神徳を闡揚せんとするが如きは神道の教師に譲りて可なるべし⁽²⁴⁾（「学規私言」）

右の訳故に、国体を基とする外は、従来の古学者の仕方とは、よほど違った事になりませう、但しさう言うたからとて、神代の事などは、措て論ぜぬといふ訳ではありませぬ、第一国体の事からして、敬神の風俗、現行はれて居る、大嘗、新嘗、大祓の官祭、並に官職、文芸、

服食、器用、音楽、詠歌の起原まで、その本を神代に取る事が、多分あります、たゞ古学者と異なる所は、高天ノ原、黄泉ノ国の御名などのことは、深く穿索せず、たゞ我国の古へに、かう言ひ伝え、かう書いてあったと述べたばかりで、其説明はあまり言はせぬつもりであります。それならば、貴様は、神は信仰せぬかと云ふ人もありませうが、私は元来、神は信心の方であります、其信心を、學術に混ぜぬのであります、それ故に、高天原や、黄泉国の事は、神道の教師に任かせて置くつもりです、但し我国の神といふものゝ性質は、一体仏とは違って、教法にするものではないと思ひます、何ぜならば、釈迦や、耶穌のやうに、神道の教祖といふものも無く、一切経や、バイブルの様な、经文めいた物もない、たゞ我国の古へ、上下一般に、敬神の風厚く、自然それが御政事の基ともなりましたから、言はゞ古代からの、結構な風俗とも云ふべきものである、其古事記や、神代巻に、奇怪の事の書いてあるは、我国に限らず、外国の歴史とて、太古の事は皆そんなものである、併しながら、事が幽冥に涉って、古今の人民が、仏と同様に、神を信仰し、現今は仏道と相並んで、教導の管長もそれぞれあり、葬儀にも携はりますから、今にしては、純然たる宗教の一部分でありますに依て、神の事の穿索は、総て其方にて、其道を明らめ、諸人の信仰を厚くさせた方が、⁽²⁵⁾宜しからうと思はれます、「国学の前途」

「宝祚の天壤無窮なる所以を明ら」かにすることは、国学の重要事項であるが、「高天原、黄泉国の類の穿鑿」に時間を費やす必要は無く、「高天原や、黄泉国の事」「神の事の穿鑿」は「神道の教師に任かせて置くつもりです」と述べている。小中村は自身の信仰と学問の関係について、「神は信心の方であります、其信心を、學術に混ぜぬのであります」と断言している。

以上、小中村の国学観を概観してきたが、ある程度、「近代国学」の内実が見えてきたのではないだろうか。「近代国学」とは、①近代国家の諸制度の策定に貢献する実用の学問であり、②歴史学、法制学、言詞学を基本要素とし、③国体を明らかにし、④従来の国学の陥りがちな排他性を排し、洋学との協調をはかり、⑤信仰と学問を分離し、宗教的要素を極力除き、⑥文明開化の時代に即応する国学と言えよう。それは、幕末維新时期に勢力を誇った宗教的要素の色濃い平田派国学とは一線を画しつつ、脈々と伝わってきた考証派国学が近代的要素を多分に吸収しながら近代国家建設期に転生してきたという意味でも、まさに「近代国学」といえるものであった。⁽²⁶⁾

Ⅲ. 井上毅と近代国学

1. 井上毅の略歴

井上毅は、天保十四（1843）年、肥後藩の生まれ。幼少より学業優秀で、藩校時習館に入学。慶應三（1867）年、藩よりフランス語習得を命じられ、江戸に出張。明治四（1871）年、司法省に出仕。翌年、江藤新平司法卿率いる法律制度調査の欧州視察旅行にフランス語の能力を買われ、随行。その後は、九年法制局主事、十年太政官大書記官、十四年参事院議官、十七年図書頭、二十一年法制局長官・枢密院書記官長、二十四年枢密院顧問官、二十六年文部大臣、二十八年子爵を受け、同年五十三歳で逝去。

井上は、岩倉具視、大久保利通、伊藤博文といった明治政府の実権を握る指導者のブレーンとして、かつまた明治憲法および教育勅語の起草者として知られる「法制官僚」であった。政治史の梅溪昇は「井上毅は明治憲法および教育勅語の成立に重大な寄与をなしたことによって、明治国家における根本的な法および道徳の重要な形成者であった」と評価。また、教育思想史の野口伐名は、井上が晩年に文部大臣に就任し、わずか一年五ヶ月の在任期間にもかかわらず、近代日本の教育制度の確立に大きな足跡を残した点に注目し、「井上毅は日本の近代国家の形成と確立、即ち、明治天皇制国家機構の制作と、国民形成即ち国民教育問題に、自己の思想と経綸の独自性を発揮して直接参与した数少ない人物の一人で」あり、「薩長藩閥外の一司法官僚に過ぎなかった井上毅の明治日本の教育に与えた影響は大きいと云わねばならない⁽²⁹⁾」と論じている。

このように近代日本に多大な影響を与えた井上は、近代国学とも関係が深かった。それは小中村親子との関係と言い換えてもよいものであった。

2. 井上毅と小中村清矩・池辺義象⁽³⁰⁾の関係

井上と小中村との出会いは明治十二年、文部省においてであった。井上の依頼で小中村は「南島取調書」及び「官田考」を書いている。以後、井上と小中村の関係は、参事院、制度取調局、宮内省へと続いていく。おりしも明治十四年頃より、井上は国体を主軸とした憲法構想をドイツ学に基づいて練っていた。ドイツ流の君主主権の理論こそ、日本の国体にかなうものという判断であったが、それは他方で国体の理論的究明を必要ともした。そこで、小中村の法制史の知識が大きな力となったのである。

また、法制史の面だけではなく、小中村の「言詞学」の面も井上に影響を与えており、井上は文部大臣時代の明治二十六年、国語教員の夏期講習会に臨席した際、国語国文の重要性を述べる中で、「此事ニ附イテハ私ハ一体不案内デアルガ私ノ先覚者トシテ仰キ尊ブ所ノ先日演説ヲナサレタ細川君並ニ今日コナタニ出頭ニナッテ居ル所ノ小中村君ニ就イテ教ヲ受ケタノデアル⁽³¹⁾」と述べている。

明治十二年の段階で既に「歴史・文学・慣習・言語ハ国体ヲ組織スルノ元素ナリ、宜シク之ヲ愛護スベ⁽³²⁾」しと考えていた井上にとって、小中村の国体を明らかにする近代国学（「歴史学」・「言詞学」）の知識は大いなる援助となったことは間違いない。野口伐名は二人の関係について、「明治天皇制国家体制の国家機構の制作過程において国体研究に専念していた井上が、小中村との交渉を通して、小中村の歴史法制観ないし国学国史学に触れ、神話的な意味ではなく、学問的なそれにおいて日本固有の国体の歴史的伝統的な特殊性に対する認識を深めるにいたっている」と分析している。

もう一人、井上と近代国学の関係を探る上で重要な人物がいる。池辺^{よしかた}義象（文久元年～大正十三年）は、明治十五年、東京大学古典講習科に入学。在学中に小中村清矩の養子になる。十九年に宮内省図書寮に入り、二十三年に第一高等学校教授、三十年からは京都帝国大学で日本法制史の講義を行っている。公私にわたり、小中村の影響を最も濃密に受けた人物といつてよいだろう⁽³³⁾。

池辺は、おそらく小中村と井上との関係からと思われるが、小中村の養子となった後の明治十八年、井上と知り合っている。井上はその時、池辺を次のように論じたという。

世の風潮に誘はれず一向におもふ学科をつとむへし中にも歴史法制は国の大本なれば心を入れてまなへよ今の世の青年は徒に時務策を考究することをのみ知りて国家既往の歴史を研究することを疎にすその弊おそるべきものおほし君今小中村氏を冒す能く清矩君の学をつけよ⁽³⁴⁾
な

井上は、世の青年がいたずらに眼前の政務ばかりを追っている現状を嘆き、歴史・法制の研究こそ国家の大本であるから、小中村の研究姿勢をよく受け継ぐようにとアドバイスしている。井上がいかに小中村の国学およびその姿勢を高く評価しているかがうかがえるエピソードである。

十九年に池辺が東京大学古典講習科を卒業すると、池辺は宮内省図書寮に採用される。当時、井上は図書頭であった。当時を池辺は振り返り、

十九年の夏この学科を卒業して大学をいてやかて宮内省図書寮の属官を拜命しぬこの時先生はこの寮の頭にておはしなからかの帝国憲法皇室典範の制定に従事したまひしかは寸時も暇あらせたまはす朝はまたほのくらきより起きいて、夜は更るまでこの事にのみか、つらひたまひきその任用したまふ人おほき中にもおのれには我国の典故を悉取調べさせたまへりされはおのれは官省時間の外は先生の家にもみ籠り居常にその監督の下にありてその料をかきつゝりしこといくはくなりしそ⁽³⁵⁾

と述べている。井上が憲法制定にいかにかに精力を注ぎ、古典の調査に関して池辺があずかるところが大きかったかが分かる。池辺は井上の秘書官の立場から国学的支援を与えたのである。⁽³⁶⁾

3. 井上毅の国体教育主義

明治二十二（1889）年二月十一日、憲法発布の当日、文部大臣森有礼が暗殺された。井上は翌月九日、「故森文部大臣の教育主義⁽³⁷⁾」と題する講演を行なっている。

井上は森の教育主義を「国体教育主義」と名付けて、その説明をしているのだが、森の教育意見書を井上が起草していること、また井上の文部大臣時代の施策の考察などから、野口伐名は「この国体教育主義という言葉ほど、明治天皇制国家の形成・確立期における国家ないしは政治と教育との関係を象徴的に、そしてそれがそのまま井上毅の教育観を最も端的に示している言葉はない⁽³⁹⁾」と論じている。

ここでは、まず井上の講演から「国体教育主義」についてどう述べているのかを見てみたいと思う。

抑、教育と云ふことは、教科書の材料を並べて事知らすと云ふことに留まらない、一般国民の物を心を確め、精神上の方向を指示し、一の重点に帰向せしむることが最も重要なことである、此事は甚だ困難の事業である、

教育は教科書で物事を教えるだけでなく、国民の「精神上の方向を指示し、一の重点に帰向せ

しむることが最も重要」なことである、と教育の目的を説く。では、いかに精神の方向を示すのか。

支那の二千年前に行はれたる所の周の世の教育も、今日の世の中に於ては其儘に用ゐられない、又欧羅巴には宗旨があつて、少年の精神を確むる故に其結果を得て居るが、併しながら是は御国に於て採るべきことでない、御国の教育の結果をして人心帰一ならしむること最も困難を感ずることなり、

中国の周の世の教育、つまり儒教をそのまま現代の教育に使うことはできない。ヨーロッパにはキリスト教があり、少年の精神を導くが、日本では採用できない。そうすると日本で教育によって「人心帰一ならしむること」は、「最も困難を感ずること」である。

幸にして我国に類ない所の優美なる国産がある、そは何ぞと云ふに外でない、即ち御国の国体、万世一系の一事である、此一事より外に教育の基とすべきものはない、御国の人民たる者は遠い祖先より子孫の末々に至るまで、千代に八千代に御国の国土のあらむ限り、万世一系の天子に侍つき奉つて居ると云ふことは実に各国に比例のないことで、御国に限って難有国体である、此の国の成立を以て教の基礎とすることが教育上第一の主義とすべきことである、之を棄て他に依るべきものはないと云ふのが森子の第一の意見であつた、

しかし、幸いにして、日本には他に比類なき万世一系の国体がある。「御国の人民たる者は遠い祖先より子孫の末々に至るまで、千代に八千代に御国の国土のあらむ限り、万世一系の天子に」仕えるという国体こそ教育の基礎とするべきである。これが「国体教育主義」であつた。

では、そのためには具体的にどのような教育が必要となるのか。

凡そ教育と云ふものは、其国の言語、其国の歴史に基かざる筈はない、各国教育の基つく所は、皆其源を其国に取る事である、然るに現在我国の教育は、此事に缺点を見るである、それは已むを得ない、今日まで国の言語並歴史の教が、小学中学の順序に従ひたる完全優美なる教科の体裁を形造りたるものがないからである、故に今日之を順序立てゝ教科の雛形を立つる迄に整頓する事が最も必要である、其れが出来ないと、實際教育に用ゐる事が出来ない、

教育は「其国の言語、其国の歴史に基か」なければならない。今日まで小学校、中学校での国語および歴史の教科が整っていなかったので、まず国語と歴史の教科を整頓することが最も必要である、と井上は述べる。

言語と歴史の重視。近代国学の影響が見てとれるのではないか。この講演が、後述するように小中村親子も深く関わった皇典講究所で行われたものということを示し引いても、井上の近代国学的思考の表明と言ってよかろう。井上は「皇典を講究すると云ふ事」の「第一の目的は之を教育上に用ゐることに在る」とも述べている。

国体を明らかにするための言語と歴史の学問、教育という国家の最重要課題に運用される学問。井上の国体教育主義には、近代国学が大きく影響していたのである。

そして、井上はその理念を具体化して推進していく。

4. 国体教育主義の具体的施策——国語教育・歴史教育の重視

①国語・歴史の授業数増加

教育勅語の起草により既に国体教育の基礎を築いていた井上は、明治二十六年に文部大臣に就任すると、さらに具体的に国体教育主義にもとづく施策を行なった。

明治二十七年三月一日、文部省令第七号が公布され、「尋常中学校ノ学科及其程度ニ関スル改正」がなされた。この改正では、国語及び漢文の時間が五年間で計三十五時間と改正前より十五時間増加と顕著であり、地理歴史も計十六時間（改正前が十三時間）と横ばいもしくは減少した科目がほとんどのなかで数少ない増加科目であった。⁽⁴⁰⁾

省令と同時に出された改正理由に、授業数増加の理由も書かれている。

一、国語漢文ノ時間ヲ増シタルハ改正ノ一要点トス、国語教育ハ愛国心ヲ育成スルノ資料タリ、又個人トシテ其思想ノ交通ヲ自在ニシ日常生活ノ便ヲ給足スルノ為ノ要件タリ、今ノ青年ニシテ中等又ハ高等教育ヲ受ケタル者卒業ノ後、或ハ此点ニ於テ不足感スル者多シ、是授業時間ヲ増加スルノ已ムヲ得サル所以ナリ

国語ト漢文トハ相待ツテ其用ヲ見ル、蓋国語ハ主ニシテ漢文ハ客ナリト雖、中古以来国語ノ材料ハ多ク之ヲ漢文ニ取レリ、故ニ両者ノ間尤教授ノ上ニ適當ノ調和ヲ得ルヲ要ス

一、歴史及地理ノ課目ノ時間ヲ増シタルハ歴史ニ重キヲ置クカ為ナリ、蓋歴史教育ノ精神ハ我国体ノ貴重ナルヲ知ラシメ、宇内ノ大勢ヲ詳ニシ、古今ノ変ニ通スルノ能力ヲ養成スルニ在リ、而シテ尤中等教育ノ要点ヲ占ムル者ナリ⁽⁴¹⁾

国語に関しては「国語教育ハ愛国心ヲ育成スルノ資料」であること、また個人の「思想ノ交通」つまりコミュニケーションを「自在ニシ日常生活ノ便」をよくすることにある。歴史地理の増加の理由は、「歴史ニ重キヲ置ク」ためである。なぜなら「歴史教育ノ精神ハ我国体ノ貴重ナルヲ知ラシメ、宇内ノ大勢ヲ詳ニシ、古今ノ変ニ通スルノ能力ヲ養成スル」からである。だからこそ歴史教育は「中等教育ノ要点ヲ占ムル者」とも書かれている。

省令が出される前年、国語教員の夏期講習会に臨席した井上は、「現在今日ニ於テ文明世界ニ国ヲ立ツル者ハ各々其自国ノ言語文章ヲ尊重シテ之ヲ普通教育ノ最先ニ置キ又其言語文章ノタメニ最長ノ時間ヲ与ヘテ生徒ヲ教育スル」と論じており、国語授業数の増加に井上の意図が反映されていたことが知られる。⁽⁴²⁾

国語教育の近代国家における重要性・必要性を感じ、「久シキ年月ノ間殆ド滅裂シタル所ノ国語国文ノ再ヒ発達スル」⁽⁴³⁾「国語国文ノ中興ノ時期ニ遭遇」していると認識していた井上は、国語教育の拡充をはかったのである。

「愛国心ヲ育成スル」国語教育と「国体ノ貴重ナルヲ知ラシメ」る歴史教育の重視は、国体教育主義のあらわれであったが、それは近代国学の精神のあらわれでもあった。

②修史事業の廃止

明治二年四月四日、太政官に歴史課が設置された。歴史課は、修史局、修史館、臨時修史局と形を変え、二十一年、帝国大学内に移管された。その間、十五年から『大日本編年史』の執筆がはじめられている。

『大日本編年史』は『大日本史』をうける形で執筆する方針であったが、叙述の都合上、後醍醐天皇即位から執筆が始められ、その結果、『大日本史』と七十年間、重複することになった。このため、新史料に基づいて『大日本史』の内容の検証が行われ、正史的立場づけをされていた『大日本史』の記述の誤りが指摘されていった。この作業を行った編修官は、旧時代に漢学者として考証学を学び、さらに帝国大学に招かれた歴史学者リースから実証史学を吸収していった重野安繹、久米邦武、星野恒らであり、彼らは修史局一派と呼ばれた。

その長たる重野安繹は、明治二十二年十一月、史学会創立の際に行った演説「史学に従事する者は至公至平ならざるべからず」において、

古来ヨリ歴史ト明教トヲ合併スル者アレドモ、歴史ハ明教ヲ棄テ研究スベシ。若シ歴史ニシテ之ヲ合併セシメニ、大ニ歴史ノ本体ヲ失ス。世間ニ於テ是説ニ反対スルモノアラン。然レドモ、モシ歴史ハ明教ヲ究ムルトセバ、明教ヲ主トスルナリ。仮令忠臣義士ト云フモ過チナキニアラズ、乱臣賊子トテ善ノ取ルベキアリ。若シ明教上ヨリ之ヲ判定セバ、悪人ハ悪人、善人ハ善人トシテ、其ノ過チヤ又ハ善ナルヲ棄ザル可ラズ。サレバ明教ノ論ニナリテ歴史上公平ノ本義ニ背戻シ、史ノ本体ヲ失フ者ト謂ハザルヲ得ズ。故ニ史学ハ明教ヲ放棄スルヲ主義トシ、総テ公平ヲ以テシテ、憶見妄想ヲ介スベカラズ。歴史ノ説ニ明語アリ。⁽⁴⁴⁾

と語っている。

このような立場から、「今日日本史モ、史学上ヨリ考究セバ、不完全ニシテ誤謬ナキニアラズ、日本史トテ誤リハ遠慮ナク正スベシ」として勸善懲惡主義史観を捨て、史料第一主義をとる重野ら修史局一派は、それまで史実として伝えられてきた名臣忠義の説を論駁していった。

たとえば、楠木正成の桜井駅の子別れについては「桜井駅子別ノ事モ、万口喧伝シ、画ニ描キ詩歌ニ詠ジ、誰レ知ラヌ人ナシ、其話ノ種子ハ唯太平記一書ナリ。(中略)太平記正成ノ戦死ヲ期セシコトヲ、華々敷書ントテ、子別ノ一段ヲ設ケ、(正成の子が一筆者註)幼少ナラデハ不都合ナルニ因リ、十一歳トナシ、父打死ノ後、子供遊ニモ、尊氏ヲ逐フ、尊氏ガ首ヲ斬ルナド書シハ、皆例ノ拵話ナリ⁽⁴⁵⁾」、正成の最期の誓いについても、「其人ヲ惜ムノ余リ、斯モ言置タリ、斯モ為置タリナド、言継ギ話伝ルコト、是亦古今其例多シ。如シ果シテ太平記ノ説ノ如ク、己レ必ズ死シテ、子孫ニ遺志ヲ継セント欲セバ、何ゾ死セズシテ自ラ為ザルヤ。楠氏ノ賢明豈ニスル愚昧ノ事アランヤ。(中略)太平記事後ノ成敗ヲ以テ、楠氏ヲ全美ニセント欲シ、此説ヲ拵タル⁽⁴⁶⁾」と、その信憑性を真っ向否定している。その他にも児島高德の実在も否定するなど、重野は「抹殺博士」とあだ名されるほどであった。

名分論的歴史観を無用視する修史局一派に対して、保守派の不満が日に日に増していくのは当然のことであった。そして、その不満を噴出させる契機となった事件が起こる。いわゆる久米邦武事件である。

久米事件とは、東京帝国大学国史科教授であり、修史局時代より重野とともに実証史学の先頭に立っていた久米邦武が、明治二十四年、『史学会雑誌』に「神道は祭天の古俗」と題する論文を連載。二十五年一月、田口卯吉が自身の主宰する『史海』に全文を転載したことに端を発する。久米論文に対して神道家・国学者を中心に、激しい非難が噴出。三月、久米は帝大教授を依願免官、『史学会雑誌』と『史海』が発禁処分となり、二十六年三月には史誌編纂掛が廃止せられた事件である。⁽⁴⁷⁾

明治二十六年三月七日に文部大臣に就任したばかりの井上毅は、三月二十九日、帝国大学修史事業廃止の請議を行っている。

帝国大学ニ属セル修史事業ヲ改革セントスルニ付左ニ理由ヲ陳ヘ閣議ヲ請フ

大日本史ハ筆ヲ南北朝ニ閣クヲ以テ末タ国史ノ定篇トナスニ足ラス故ニ続大日本史ヲ撰シ足利氏以下ノ事蹟ヲ補ヒ国史ヲ完備スルノ目的ヲ以テ明治二年修史総裁ヲ置キ同八年修史局職制ヲ定メ十年改メテ修史館ヲ置キ十八年十二月更ニ内閣ニ臨時修史局ヲ置カル而シテ二十一年十月ニ至テ臨時修史局ノ事業ハ挙テ帝国大学ニ属セラレタリ

然ルニ編纂着手以来ノ実績ヲ見ルニ当初ノ目的ト相反シ古文書ヲ検探シテ事蹟ノ考証ヲ専ラニスト雖今ニ至テ二十年間尚其成績ノ觀ルヘキモノナシ是レ其改革スヘキ理由ノ一ナリ

編纂ノ文体ハ漢文ヲ以テス然ルニ漢文ハ今日已ニ官用ノ文ニ非ス又教育ノ用キル所ニ非ス故ニ一家ノ著述トシテハ漢文モ亦可ナリ政府ノ編修トシテハ漢文ヲ用キルハ奇僻ノ嫌アリテ実用ノ道ニ非ス此レ其改革スヘキ理由ノ二ナリ

故ニ帝国大学ニ属スル修史ノ事業ハ一旦之ヲ廃止スルヲ可トス

但国史ヲ完備スルノ挙ハ仍必要ニ係ルヲ以テ更ニ他ノ方法ヲ按シ編修其人ヲ得テ前日ノ方針ヲ変更シ織田豊臣以来維新以後ノ編纂ヲ目的トシ国文ヲ以テ史体トスヘシ従来蒐集シタル史料ハ更ニ撰択類編シテ世ニ公ニシ其ノ異聞ニ渉ルモノハ録シテ国史考異トスヘキナリ其ノ詳細ハ仍再タヒ考案スル所アラントス⁽⁴⁸⁾

この請議にもとづいて、帝国大学の修史事業はいったん廃止されることが決定された。廃止理由として、①「編纂着手以来ノ実績ヲ見ルニ当初ノ目的ト相反シ古文書ヲ検探シテ事蹟ノ考証ヲ専ラニスト雖今ニ至テ二十年間尚其成績ノ觀ルヘキモノナシ」、②「編纂ノ文体ハ漢文ヲ以テス然ルニ漢文ハ今日已ニ官用ノ文ニ非ス又教育ノ用キル所ニ非ス故ニ一家ノ著述トシテハ漢文モ亦可ナリ政府ノ編修トシテハ漢文ヲ用キルハ奇僻ノ嫌アリテ実用ノ道ニ非ス」としている。

理由①は、「旧修史局ノ時新得ノ史料ニ依リ大日本史ノ誤ヲ正サムシタル如キハ編修ノ事業ト干涉ナシ」と井上が覚え書に記しているように、太平記の記述の抹殺に熱中することが、「君臣名分ノ誼ヲ正シ、華夷内外ノ弁ヲ明ニシ以テ天下ノ綱常ヲ扶植セヨ」との詔（明治二年四月、修史事業の詔）にも合致していないことを指しているのであろう。また、理由②は、修史局一派が漢文による編年史に執着していた点を指している。

ここに挙げた二つの理由の他に、井上の心中には、より大きな理由があった。皇典講究所所員⁽⁵⁰⁾に対して行った口話筆記に次の一節がある。

国史ニシテモ此頃大抵日本国史ト云フヤウナ標題デ教科書ガ出来テ居ルノヲ初ノ一二枚アケテ見ルト帝室ノ御先祖ハ印度人ダトカ或ハ朝鮮ト同種ダトカ、トンデモナイコトヲ書イテアル、ソレ故余ハ修史局ヲ打チ破ツタノデアル、病根ガアソコニアルト思ウタカラデアル、コウ云フコトハ誠ニ国体ニ関スル大事ナコトデコウ云フヤウナ教科書ハ総ベテ余ハ刎ネ退クル積リデアル、

井上は、国史の教科書における皇室に関する「トンデモナイ」記述の病根を、修史局にあると見なした。つまり、歴史教育に悪影響を及ぼすから修史局を廃止したのである。歴史教育の国体教育主義化を目指す井上にとって、帝国大学（国家）の修史事業を担う学者によって国体が損なわれる危険性は当然排除すべきものであった。この理由は、先の理由①をも含むと考えることもできるであろう。

また、教育の観点からの修史局廃止は、廃止理由②にも当てはまる。漢文は「教育ノ用キル所ニ非ス」とする井上は、同じ口話筆記の中で

国語教育ノ方ニ今少シ時ヲ与ヘテ総テノ学校ニ誘ハナケレバナラヌト思フ、今人ガ自分ノ考ヲ何デ書頭スカト云フト国語国文デ書頭スベキデアル、余ハ漢文ハハヤ死物ト見テ居ル、其ノ国語国文ヲ修業スルコトガ今ノ教育デハ足ラナイ

と、国語教育の充実を課題としてあげている。

なお、修史事業については、小中村ら一派の廃止運動があったことを大久保利謙が書いている。

修史館の官撰の「大日本編年史」は、明治二十六年（1893）ついに中止されたが、その原因の一つは重野等旧修史館一派の史風に対する反感からで、その蔭には小中村清矩らの国文学者一派の反対運動があったという。三上参次先生も暗にその一人と見られてはなはだ迷惑したとはかつて私が御本人から聞いたことである。かくて重野もついに大学を去るようになり、久米と運命を共にしたのであった。⁽⁵¹⁾

修史事業の廃止、重野・久米の帝大教授辞職は、井上の国体教育主義の一環であった。同時に、国民教育における近代国学の修史局一派への勝利でもあった。重野、久米らの実証主義史学は、アカデミズムの世界では連綿と保たれたかもしれないが、一般の普通教育のレベルにおいては、近代国学が圧倒的に着実な影響力を有していたといえよう。その意味において、一連の出来事は近代日本に大きな意味を持つといえよう。

③ 國學院の設立

明治十五年の開設以来、神職養成機関、「ただ一の国学教授所」となっていた皇典講究所であったが、井上毅は山田顕義司法大臣らとともに講究所の事業拡張を計画し、定期講演会の実施や國學院の開設にいたった。皇典講究所および國學院は、小中村、池辺も深く関わり、その他、近代国学者と呼ぶべき学者たちが集う、まさに近代国学の府であった。⁽⁵²⁾

講演会には井上も登壇し、国典研究の必要性を論じている。

先頃或人が私に向かって問題を設けて「国典は之を講究することの必要があるか否や」といふことを問はれました。其の節私は之に答へて、「無論必要である」と云うことを答へました。併しながら、「国典を講究することは何の為に必要で有る」と云ふことを問はれるならば、私は之に対して分析的の返答をしなければならぬ、其分析的の返答は、国典は国家の政事の為に必要である。並に国民の教育の為に必要である。而して宗教の為に必要で無い。また一の政党の論拠材料の為に必要で無いと云ふことを以て答へなければならぬ。なぜ宗教の為に必要でないかといふならば、国典に載する所のものを敷衍して、一つの宗教的の論理と為して、尚言はゞ之を以て宗教的の看板におしたて、仏法又は耶蘇宗を攻撃する為めの旗じるしにするといふやうなことは、勿体ないことである。これはト部流の神道より淵源し来り、近年二三の豪傑の士が世を憤り激する所あつて為したることで、其れよりして、世には誤つて神道を以つて一の宗教と看做し、或は宣教師の仕業に倣ひ、冥界の教なりとか顕冥界に通ずるの教などと説きなし、遂には西洋の人が「シントイズム」と云へる名称を拵へて、東洋の一つの宗旨の名目を立てることにまで至りたるは、私の意見では、御国のかんながらの道の本意に背いて、残念なことであると存じます。(中略)政事の為に国典を講究することは、政事上随一の必要である。何となれば洋の東西を問はず、総ての国が其の憲法及び百般の政事に就いて、其の淵源基礎を己れの本国の歴史典籍に取らぬ国は無い。国の歴史上の沿革及故典慣例は其の国の憲法並に政事の源である。(中略)次に国典は国民教育の為にまた随一の必要である。凡そ人民が集つて国を為す以上は、従つて其の国を護ることに必要がある。人民が自ら其の国を護ることは、人民が其の国を愛するより生ずる結果である。人民愛国の心は総べて普通の国民教育によつて生成発達するものである。故に是れまた海の東西を問はず、何れの国に於ても、国の独立を保つ為めには、国民教育を第一の貴重なるものとしなければならぬ。国民教育の材料は、一つには普通教育の生徒に向つて、本国の歴史を教ふること、二つには国語を教ふること、これが国民教育の材料である。国典は己れの国の祖宗並に先哲の偉業を知らしめ、己の国の貴きことを感触せしめ、己れの国は父母の国たることを脳髓に銘刻せしむるものである。並に国語をしらぶるに付いても、国の古典古書に就いて国語の出所を見出すことが出来る。故に国典を講究することは、国民教育の必要の材料となります。(中略)国の歴史と国語とを教ふことは、人民に愛国心をふきこむ為め随一の必要と云ふことが明瞭いたすでありましょう。故に国典を講究することは、国民教育の上で最も必要である。(中略)さてまた「国典を講究することは、斯くまでに必要である故に、政事教育なり国典を講究するのみを以て、充分満足なるや」との問題あらば、私の意見にては、否と答へなければならぬ。なぜならば、人類の知識の度は、世を逐ひ時を逐つて進歩するものである。(中略)故に外の国に新規の発明があり、新規の著述が有れば、或は其の儘に採用し、或は斟酌折衷して、我が物にして用ふることは、智識進歩年度中にある人類の当然である。(中略)支那にせよ、西洋にせよ、其文物又芸術、機械学科等のことに於て、智識の度の進歩したる高度を見るの場合に於ては、我が御国の有識の士は怠らず全力を尽して速に之を採用し又は斟酌する事が、取りも直さず愛国の目的に適ふ所の急務必要

に相違ありませぬ。⁽⁵³⁾

「(国典講究は) 宗教の爲めに必要でない」, 「国の歴史上の沿革及典故慣例は其の国の憲法並に政事の源である」, 「国民教育の材料は、一つには普通教育の生徒に向つて、本国の歴史を教ふること、二つには国語を教ふること」, 「故に国典を講究することは、国民教育の上で最も必要である」, 「外の国に新規の発明があり、新規の著述が有れば、或は其の儘に採用し、或は斟酌折衷して、我が物にして用ふることは、知識進歩年度中にある人類の当然である」。これらの発言が、見事に近代国学的であることは、もはや贅言を要すまい。

國學院の設立の前段階として 山田顕義所長⁽⁵⁴⁾の名で、二十二年十月に「私立国文大学設立趣意書」、二十三年一月に「私立国文学校建設趣意書」が草され、最終的に二十三年四月二十一日より五月八日まで事業拡張に関する大会議(全国各分所から六十三名が上京)が開かれ、講究所の拡張策として國學院の設立が正式に決定された。決議を受けて「國學院設立趣意書」が改めて公示された。

「私立国文大学設立趣意書」

凡、教育ノ法ハ基礎ヲ其国ニ取ルヲ以テ最モ宜ヲ得タリトス、所謂国体教育主義是ナリ、(中略) 本邦固ヨリ學術ノ在ルアリ、国文・国史是ナリ、此ノ固有ノ學術ヲ研究シテ善美ナル我が国体教育ヲ組織シ、完全ナル教科目ノ体裁ヲ具ヘ、小学ヨリ中学ヲ經テ大学ノ課程ニ至ルマデ、一線貫通シテ以テ教則ノ骨髓トナスニ至ラントス、(中略) 今国文大学ヲ設立セントスル意モ亦之ニ外ナラズ、余輩夙ニ本邦固有ノ學術ヲ執リ、之ヲ研究シ、併セテ之ニ依リテ皇室ノ尊嚴ナル所以、国体ノ優美ナル所以ヲ講明シ、人情ノ基ク所、風俗ノ由ル所ヲ發揮シ、国民ヲシテ国家ヲ思フ念慮ヲ深遠ナラシメンコトヲ期ス(中略) 茲ニ国文大学ヲ設立シ、以テ本邦固有ノ學術ヲ攻究スル最高ノ府トナシ、又以テ国体教育主義ノ最高觀念ノ湧出スル源泉トナサントスルナリ、(中略) 余輩ノ教育上ノ主義ト国文大学ヲ設立スル所以トハ、既ニ前ニ陳ベタルガ如ク、我国固有ノ學術ノ蘊奥ヲ研究スルト共ニ、之ニ依リテ深く愛國ノ精神ヲ涵養シ、国民ノ本分ヲ尽サント欲スルニ在リ、知育ヲシテ国体ニ基ケル一般ノ徳育ト共ニ併進セシメンコトヲ期スルニ在ルナリ⁽⁵⁵⁾

「私立国文学校設立趣意書」

人ノ世ニ在ルヤ、各其本国ニ繫属ス、故ニ本国ニ忠愛ナルハ、人ノ徳義ニ於テ最高尚ナル位置ヲ占ムル者トス、近時各国人ヲ教フル法、必先其国史・国文・国法ヲ授ケ、次ニ百科ノ学ニ従事セシムルヲ常トス、(中略) 故ニ教育ノ効果ハ、以テ民タルトキハ善良ノ民タルベク、以テ兵タル時ハ義勇ノ兵タルベク、多士濟々トシテ挙ゲテ皆君ニ忠ニ国ヲ念フ方向ヲ一ニセザルハアラザルナリ、余輩ハ之ヲ名ケテ国体教育トイフ、(中略) 余輩ハ夙ニ本邦固有ノ文学ヲ執リテ之ヲ研究シ、併セテ此ニ依リテ皇室ノ尊嚴ナル所以、国体ノ優美ナル所以ヲ講明シ、人情ノ基ク所、風俗ノ由ル所ヲ發揮シ、国民ヲシテ益々国家ヲ思フ念慮ヲ深厚ナラシムルコトヲ希ヘリ、(中略) 茲ニ国文学校ヲ設立シ、以テ本邦固有ノ文学ヲ攻究スル最高ノ府トナシ、以テ国体教育主義ノ觀念ヲ湧出スル最深ノ源泉トナサントス、固ヨリ此ヲ以テ宗教、

若クハ政党ノ器用トナスニ非ザルノミナラズ、又単ニ温古好キノ具トナスニ非ズ、進ミテ人文ノ發達ヲ追ヒ、世務ノ必要ニ応ズルニ至リテハ、其泰西ノ学タリ、支那ノ学タルヲ問ハズ、網羅兼修シテ此文学ノ進歩拡張ヲ計ルベシ、之ヲ要スルニ、余輩ノ趣意ハ国民ノ教育ヲシテ国体ニ基ケル最高徳育ト共ニ併進セシメンコトヲ期スルニ在リ⁽⁵⁶⁾

「國學院設立趣意書」

人ノ世ニ在ルヤ、各其本国ニ繫属ス、故ニ其國ヲ愛重シ、其君ニ忠実ナルハ人ノ徳義ニ於テ当然至要ナル者トス、近時各人國ヲ教フル法、必先其国史・国文・国法ヲ授ケ、次ニ百科ノ学ニ従事セシムルヲ常トス、(中略)茲ニ國學院ヲ設立シテ專国史・国文・国法ヲ攻究シ、我カ国民ノ国家觀念ヲ湧出スル源泉トナシ、皇祖皇宗ノ謨訓ニ基キ、固有ノ倫理綱常ヲ闡明シ、且、支那・泰西ノ道義説ヲ採択シ、以テ之ヲ補充シ、以テ国民ノ方向ヲ一ニシ、古今一貫君民離ルベカラザル情義ヲ維持セントス、固ヨリ此ヲ以テ宗教、若クハ政党ノ器用トナスニ非ザルナリ、若夫レ進ミテ人文ノ發達ヲ追ヒ、世務ノ必要ニ応ズルニ至リテハ、海外百科ノ学モ網羅兼修シテ此学ノ進歩拡張ヲ計ル可シ、之ヲ要スルニ、本院設立ノ趣意ハ、我カ国民ノ国民タル忠愛ノ精神ヲ發揮シ、智育ヲシテ国体ニ基ケル徳育ト共ニ併進セシメンコトヲ期スルニ在リ⁽⁵⁷⁾

「國學院設立趣意書」では、「国史・国文・国法の三科を攻究の基本に置き、海外百科の学をも兼修網羅して人文の發達、世務の必要に⁽⁵⁸⁾応ずる」ことを目的と定めており、近代国学的思考が表明されている。なかでも注目すべきは、國學院が「我カ国民ノ国家觀念ヲ湧出スル源泉」となることを目指している点である。これを先の二つの趣意書に照らし合わせるならば、「本邦固有ノ文学ヲ攻究スル最高ノ府トナシ、国体教育主義ノ最高觀念ノ湧出スル源泉トナサントスルナリ」、「本邦固有ノ文学ヲ攻究スル最高ノ府トナシ、以テ国体教育主義ノ觀念ヲ湧出スル最深ノ源泉トナサントス」ということであり、ここに明白に近代国学と国体教育主義が結ばれ、その結節点として國學院が浮かび上がる。

井上の国民教育に関しての國學院への期待は大きなものであり、明治二十六年の國學院第一回卒業式、翌年の第二回卒業式に文部大臣として次のような祝辞を送っている。

余ハ、国文を修め、国史を学ふハ、国民たるものの普通教育における最大要件にして、国学といへる文字ハ、一ツの専門科を意味するものにあらずと信す、抑々國學院ハ、国史・国文を専修し、傍ら百科の学を講究するを目的として興れりと聞く、諸子ハ今三年の修業を終へ、第一回卒業生なる名誉を負ひて世に出ると共に、又責任の更に大なるものあるを知れりや、思ふに国学ハ一科の学として止むべきものにはあらず、諸子ハ国学の田園を耕し、その美果を収め、又全国忠愛なる国民の為に良友ともなり、^{たねま} 敵師ともなり、一隅に倚らずして博く此の良種を⁽⁵⁹⁾ 蒔く針路を取らざるへからず、諸子のこの学における、其の責任重からさむや、茲に卒業式に臨みて聊か一言を述ふ(第一回)

國學院ハ、故山田伯ノ熱心ニ誘導せられたる建設なり、余は山田伯の心事の在る所を知る故

に國學院の卒業式日に当り、聊か祝辞を表し、同時に伯の遺志を敬重するの意を致す。国学は教育の範圍に於て一隅に偏處すべきに非ず、余は此貴重なる國語及び國史・國典を修めたる卒業の諸子が更に教育の基準を講究し、國運の進歩と相調和して文化の源流に立たむことを望む。(第二回)⁽⁶⁰⁾

国文・国史を「普通教育における最大要件」とし、それを専修した卒業生は、「全国忠愛なる国民の為に良友ともなり、敵師ともなり」、「教育の基準を講究し、國運の進歩と相調和して文化の源流に立た」ねばならない重大な責任を負っていると激励している。

実際、國學院をはじめとして近代国学の流れを汲む人材は近代の普通教育において、目立たないが着実な影響を与えている。藤田大誠によれば、「明治初年以來、文部省などで官員になっていた国学者等をはじめ、「国学的教育機関」であった東京大学文学部（帝国大学文科大学）附属古典講習科や本科（和文学科・国文学科）の教員、出身者等が明治十九年の中学校令による第一高等中学校（二十七年の高等学校令により高等教育機関化し第一高等学校となる）の教員となり、他の高等中学にも影響を与えていた」、「また、國學院・皇學館の教員並びに出身者等が、初・中等教育を対象とした修身・国史・国文（国語）などの教科書、参考書、啓蒙書の作成に相当数携わり、それらの書物が後年まで版を重ねていた」、「或は、戦前における國學院大學と神宮皇學館大學の卒業生（院友・館友）の針路先が、神社の神官・神職に奉職した者の他は中学校や小学校の教員が多かった」⁽⁶¹⁾。その他にも、児童に国体観念を無意識に植え付けた唱歌も忘れてはならない。「紀元節」の作詞者・高崎正風は國學院の初代院長を勤め、「神嘗祭」の木村正辞、「天長節」の黒川真頼、「新嘗祭」の小中村清矩は、いずれも東京大学、皇典講究所、國學院で教鞭を取った、近代国学の代表的人物であった。

こうして近代国学の成果は、普通教育の様々な経路を通じて国民精神を形成していったのであり、国体教育主義の観念の源泉という井上の國學院、ひいては近代国学全般への期待は一定程度かなったといえるのではないだろうか。

IV. おわりに

井上は国学の精神が教育に必要不可欠であることを明確に述べている。

国学ヲ存スルコトガ必要デアル歟、余ハ必要ト認メル、何故ニ必要デアル歟、国家ノ典禮トシテ必要デアル、又一般教育トシテ必要デアル、而シテ宗教トシテ必要デナイ、右ハ先年貴君ニ対シテ申シタ所ノ余ノ持説デアル、今教育ト国学トノ關係ヲ述ベシニ、今日ハ、ハヤ神儒仏ト云ツタ世ノ中トハ違ヒテ德育智育体育ト云フコトガ教育ノ目的トナツテ居ル、余ガ国学ヲ以テ教育ニ用キヤウト云フハ此ノ德育智育体育ノ中ニ混和セシメテ一般普通教育ノ精神分子トシテ用ウル積リデアル、ドウ用ウルカト云フト即チ国ノ歴史國語国文ヲ教科ノ中ノ重キモノニシテ国民ノ特性ヲ養フト云フコトガ必要ト思フ、果シテ国学ノ精神ヲ此ノ日本国民ノ特性トシテ将来ノ思想ニ養ヒタイト云フ熱心ナラバ今日国学ト云フモノヲ別ニ専門トシテ

一般教育ノ外ニ立テ国学教育所ヲ独立ノモノニシテ外ニ置クノハヨロシクナイ、是ハ勤メテ一般教育ノ中ニ吹込ム工夫ヲシナケレバナラヌ、サウシテコソ始メテ此ノ国学ノ精神ハ實際ニ汎ク一般人民ニ及ビ染ミ渡ルト云フ結果ガアラウ、⁽⁶²⁾

井上は、国学は「一般教育トシテ必要」であり、「徳育智育体育ト云フコトガ教育ノ目的」となっている現在、国学を「此ノ徳育智育体育ノ中ニ混和セシメテ一般普通教育ノ精神分子トシテ用ウル積リデアル」と言う。より具体的には、「国ノ歴史国語国文ヲ教科ノ中ノ重キモノニシテ国民ノ特性ヲ養フト云フコト」である。国学を「一般教育ノ中ニ吹込ム工夫」をすれば、「国学ノ精神ハ實際ニ汎ク一般人民ニ及ビ染ミ渡ルト云フ結果」に至るであろう。このように国学の精神の国民への浸透を意図として、井上の国体教育主義は具現化されていったのであった。

本論では、近代日本の教育の方向性を確立するにあたり、井上のなかでは近代国学的思考が大きな影響力を持っていたことを明らかにしてきた。近代国民国家形成のただなかであり、かつ戦争の可能性を秘めた諸外国との交流が進む時代に、国民に国民意識・愛国心を持たせるため、国語・歴史教育を重点的に進めていくことは必然であったであろうし、それには他国の教育制度を参考にすることも忘れてはならないだろう。

ただ、近代国学を教育に取り入れたことにより、近代日本の教育は日本独自の方向に進んでいった。国学のあり方について小中村は「信心を学術に混ぜぬ」と言い、井上は「宗教の為に必要で無い」と言いつつも、国体観念の内包する神話的要素はそのまま事実として扱わざるを得なかった。この矛盾が次第に成長し、彼らの意図はそうではなかったのかもしれないが、国体観念は「国体の教義」のレベルまで巨大化していったのではないだろうか。⁽⁶³⁾ 井上によって基礎固めが行なわれた国体教育主義がその後、どのような展開をたどっていったのか、より詳細かつ実証的な解明を今後の課題としたい。

注

- (1) 文部省編『国体の本義』（内閣印刷局1937）9頁
- (2) 村上重良『国家神道』（岩波書店1970）141頁
- (3) 前掲『国家神道』141－142頁
- (4) 前掲『国家神道』142頁
- (5) 加藤玄智『神道の宗教発達史的研究』（中文館書店1935）2頁。加藤の国体神道と教育の関係について論考は、『神社問題の再検討－神道の本義と我が国の教育一』（雄山閣1933）も参照。また、加藤の国家神道論は、新田均『近代政教関係の基礎的研究』（大明堂1997）第九章「加藤玄智の「国家的な神道」論」において分析がなされている。
- (6) 藤田大誠『近代国学の研究』（弘文堂2007）24頁
- (7) 前掲『近代国学の研究』14頁
- (8) 小中村の略歴については、中邨秋香「小中村清矩先生小傳」（小中村清矩『有声録』廣文堂書店1915所収）、國學院大學日本文化研究所編『國學院黎明期の群像』（國學院大學日本文化研究所1998）170

—173頁，國學院大學校史資料課編『國學院大學百年史 上巻』（國學院大學1994）29—30頁。

- (9) 小中村清矩『陽春廬雜考』巻之八（吉川半七1897）8頁
- (10) 前掲『陽春廬雜考』巻之八，9頁
- (11) 前掲『近代国学の研究』第五章「近代国学と高等教育機関」参照。
- (12) 前掲『陽春廬雜考』巻之八，70—79頁
- (13) 前掲『近代国学の研究』第七章「近代における国学の展開と神道学の成立」において、「学規私言」の草案をもとに詳細な検討がなされている。明治元年の時点では、小中村は「神典学」、「歴史学」、「辞章学」の三科を出していたが、二十二年段階になり「神典学」が消され、文中においても「万国の中心」史観や「宗教性」を薄めるための微調整がなされている」（387頁）ことを指摘している。
- (14) 前掲『陽春廬雜考』巻之八，19頁
- (15) 前掲『陽春廬雜考』巻之八，21—22頁
- (16) 前掲『陽春廬雜考』巻之八，22頁
- (17) 前掲『陽春廬雜考』巻之八，22頁
- (18) 前掲『陽春廬雜考』巻之八，24—25頁
- (19) 前掲『陽春廬雜考』巻之八，28頁
- (20) 前掲『陽春廬雜考』巻之六，17頁
- (21) 前掲『陽春廬雜考』巻之六，14頁
- (22) 前掲『陽春廬雜考』巻之六，17—18頁
- (23) 前掲『陽春廬雜考』巻之八，9—10頁
- (24) 前掲『陽春廬雜考』巻之八，71—72頁
- (25) 前掲『陽春廬雜考』巻之八，22—24頁
- (26) 藤田は、近代国学を「近世国学」以来の軸心としての明確な「国体」意識を保持し、その総合性をはじめ、考証的、好古趣味的かつ実用的な性質の側面を継承しながらも、明治維新を経て神祇・宗教行政の展開過程から「祭祀」や「宗教」と距離を置いた「学事」となって、神学色の薄い、即ち「非宗教性」を帯び、極めて「考証」的な学問方法を駆使することによって、近代日本国家や社会、国民に寄与する「実用」的な学問であり、なおかつ近世には無かった価値観（文明開化）を日本の古制や伝統観念に即して導入し、自家薬籠中のものとするのできる学問であったといえよう」と結論付けている。（前掲『近代国学の研究』484頁）
- (27) 山室信一『法制官僚の時代—国家の設計と知の歷程—』（木鐸社1984）377頁「彼ら（法制官僚—筆者註）の多くは政治に関わりながらも政治家として華々しく表舞台に立つことはなく、また当時最新の知識を修得しながらも思想家や学者としてまとまった著作を遺すこともなく埋もれ、忘れ去られてきた人々である。いや、忘れられるだけならまだしも、明治憲法体制と官僚制度を作った官僚としての罪業や翳を担った人々として指弾されるときのみ思い起こされ、時に知識人でありながら官僚であったという一事をもって非難される役回りの人々であった。しかし、明治前期の日本の知と政治を最もよく体現し、時代精神を象徴的に示したのが彼ら法制官僚であったことは、もはや贅言を重ねるまでもなく明らかなことがらである。」
- (28) 梅溪昇『増補明治前期政治史の研究』（未来社1978）307頁

- (29) 野口伐名『井上毅の教育思想』（風間書房1994）501頁
- (30) 井上と小中村親子の関係については、小中村清矩「井上子爵の御霊の前に申す詞」（前掲『有声録』所収）、前掲「小中村清矩先生小傳」、小中村義象「梧陰存稿の奥に書きつく」（井上毅傳記編纂委員会編『井上毅傳 史料篇第三』（國學院大學図書館1969）702－709頁）、前掲『井上毅の教育思想』222－226頁及び第三章第四節、前掲『明治前期政治史の研究』第三部第三章、前掲『近代日本の知と政治』152－156頁、ヨゼフ・ピタウ『井上毅と近代日本の形成』（時事通信社1967）46－48頁参照。とくに『井上毅の教育思想』第三章第四節では、詳細な検討がなされている。
- (31) 木村匡『井上毅君教育事業小史』（国書刊行会1981）122頁
- (32) 井上毅傳記編纂委員会編『井上毅傳 史料篇第六』（國學院図書館1977）90頁
- (33) 前掲『國學院大學百年史（上）』156頁、山室信一『近代日本の知と政治—井上毅から大衆演芸まで—』（木鐸社1985）155頁
- (34) 前掲「梧陰存稿の奥に書きつく」702－703頁
- (35) 前掲「梧陰存稿の奥に書きつく」703頁
- (36) 井上毅傳記編纂委員会編『井上毅傳 史料篇第四』（國學院大學図書館1971）4－18頁には、池辺宛の井上の書簡が収められており、法制度、皇室制度などについて池辺に多くの質問をしている。
- (37) 前掲『井上毅傳 史料篇第五』401－405頁
- (38) 「…森子教育主義のことに付ては私は交際のあるのみならず、此事に就ては特別に承知して居ることがある、此事を私が表白することは本意に存じます、一昨年の夏でありましたが、故文部大臣が教育のことに就て意見書を認められたことがある、其意見書は世間に洩れない、故に世間の人は一向其事を知らない、其意見書を認むるときには私は相談に与って、森子の為に起草したことである、故に私は森子の為に証拠人に立つことが出来る、其意見書の主意は、概略を申せば国体教育の主義である」（前掲『井上毅傳 史料篇第五』401－402頁）
- (39) 前掲『井上毅の教育思想』4頁
- (40) 海後宗臣編『井上毅の教育政策』（東京大学出版会1968）第二章第四節「尋常中学校の学科課程改正」。国語の増加数に比べて歴史の増加数は微々たるもののように感じられるが、国語教材には歴史教材がしばしば使用されることがあることを忘れてはならないだろう。（海後宗臣『歴史教育の歴史』（『海後宗臣著作集第六巻 社会科・道徳教育』東京大学出版会1981所収）参照）
- (41) 前掲『井上毅の教育政策』244－245頁、前掲『井上毅君教育事業小史』62－63頁。読点は筆者が適宜挿入したものである。
- (42) 前掲『井上毅君教育事業小史』114頁
- (43) 前掲『井上毅君教育事業小史』119頁
- (44) 田中彰・宮地正人校註『日本近代思想体系13 歴史認識』（岩波書店1991）274頁
- (45) 前掲『歴史認識』351頁
- (46) 前掲『歴史認識』352頁
- (47) 宮地正人「近代天皇制イデオロギーと歴史学」（『天皇制の政治史的研究』校倉書房1981）、大久保利謙『日本近代史学の成立』（吉川弘文館1988）、岩井忠熊「日本近代史学の形成」（『天皇制と歴史学』かもがわ出版1990）、鹿野政直・今井修「日本近代思想史のなかの久米事件」（『久米邦武歴史著作集別巻 久米邦武の研究』吉川弘文館1991）など。

- (48) 海後宗臣『井上毅の教育政策』（東京大学出版会1968）1021－1022頁
- (49) 前掲『井上毅の教育政策』1023頁
- (50) 井上毅傳記編纂委員会『井上毅傳 史料篇第二』（國學院大學図書館1968）604－606頁
- (51) 前掲『日本近代史学の成立』141頁
- (52) 前掲『近代国学の研究』第四章のほか、前掲『國學院大學百年史 上巻』参照。
- (53) 前掲『皇典講究所五十年史』116－119頁
- (54) 趣意書作成にも井上の意向が濃く反映されている。（前掲『國學院大學百年史 上巻』122－124頁，137頁）
- (55) 前掲『國學院大學百年史 上巻』117－118頁
- (56) 前掲『國學院大學百年史 上巻』119頁
- (57) 前掲『國學院大學百年史 上巻』135－136頁
- (58) 前掲『國學院大學百年史 上巻』136－137頁
- (59) 前掲『國學院大學百年史 上巻』171－172頁
- (60) 前掲『國學院大學百年史 上巻』222頁
- (61) 前掲『近代国学の研究』463頁
- (62) 井上毅傳記編纂委員会『井上毅傳 史料篇第二』（國學院大學図書館1968）604－606頁
- (63) 齊藤智朗『井上毅と宗教—明治国家形成と世俗主義』（弘文堂2006）では、井上の宗教観・宗教政策・宗教教育政策等、豊富な史料をもとに多角的に考察がなされているが、とくに終章「井上毅の世俗主義と国家神道—神道の宗教・非宗教をめぐる—」においては、国典研究などの面からの井上の神道非宗教論の矛盾・限界性が指摘されている。

The Influence of Modern Kokugaku on Inoue Kowashi's Educational Policies

Yukan OGAWA

In this paper, I discuss the thought of Inoue Kowashi, the founder of the modern Japanese education system. The notion of *kokutai* (national polity) formed the basis of his education system and his aim was to instill national awareness in the minds of the people by employing this notion.

Inoue's education system was strongly influenced by the thought of modern *kokugaku*. Modern *kokugaku* developed out of Edo period *kokugaku* by adapting to the changed political and intellectual circumstances of the new era. Modern *kokugaku* stressed the importance of the Japanese language and Japanese history because these two elements were deemed essential to establishing the notion of *kokutai* in society.

I discuss three cases which exemplify the influence of modern *kokugaku* thought on Inoue. After becoming minister of education, Inoue increased the number of class hours reserved for education in Japanese language and Japanese history at junior high school and stopped the work of positivist historians who had been employed by the government to compile a history of Japan. The reason for this latter move was that the western methodology of textual criticism used by these official historians posed a threat to the notion of *kokutai* in Inoue's eyes. The third case I address is the founding of Kokugakuin, in which Inoue was personally involved. As Kokugakuin was established as a research institution for modern *kokugaku*, Inoue had great hopes that it could function as a center for the dissemination of the notion of *kokutai*.